

第5章 良好な景観の形成に関するその他の方針

1. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

町内に点在する様々な景観資源を保全・継承していくためには、景観法で位置付けられた「景観重要建造物」や「景観重要樹木」の制度を活用することが効果的です。

本町においては、道路その他の公共の場所など公衆によって容易に望見される建造物や樹木で以下に示す事項に該当するものについて、今後、候補物件の調査・リストアップを行い、所有者や管理者との協議等を行いながら、景観重要建造物または景観重要樹木への指定に努めます。

- ◆ 優れたデザイン性を有する建造物や地域のシンボルとなっている建造物・樹木
- ◆ 歴史上・信仰上意味のある建造物・樹木
- ◆ 町民の暮らしなどと密接に関わり、親しまれている建造物・樹木で、地域の景観形成上重要な建造物・樹木
- ◆ その他、町民等からの申し出によるもので、景観上重要であると客観的に判断できる建造物・樹木

※ 但し、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物に指定、または仮指定されたものについては対象外とします。

■ 指定までの手順

- ① 候補物件リストの作成
- ② 所有者の意見聴取
- ③ 適否判断（景観審議会等）
- ④ 管理計画の作成、管理協定の締結
- ⑤ 台帳搭載・町民への公表



2. 景観重要公共施設の指定の方針

公共施設は、地域の良好な景観形成を進めていく上での規範となるものとして重要な役割を担っています。このため、景観法では景観計画区域内の公共施設のうち、地域の良好な景観形成上、特に重要な施設を「景観重要公共施設」に指定し、整備の基準等を定めることができるものとされています。

本町においては、概ね以下に示す事項に該当する公共施設について、良好な景観形成を進める上で特に重要なものとして、今後、施設管理者との協議を行い、景観重要公共施設への指定を図ります。

- ◆ 大規模かつ重要な公共施設で、施設そのものが景観に大きな影響を与えるもの
- ◆ 本町の景観の骨格となる軸や拠点の周辺に位置する施設
- ◆ 景観資源の周辺などで、景観形成を一体的に推進する必要がある施設
- ◆ 町民や事業者などが積極的に景観形成に取り組んでいる地域に位置する施設
- ◆ 当該公共施設を整備することにより、周辺と一体的な景観形成の取り組みが期待できるもの
- ◆ その他、良好な景観の保全、新たな景観の創出を重点的に図る必要がある地域に位置する施設

■ 景観重要公共施設の指定候補

種 類	名 称
道路	国道 58 号、県道沖縄北谷線、県道 24 号線、県道 24 号線バイパス、 県道 130 号線、その他主要な町道 等
河川	白比川、普天間川、新川
都市公園	北谷公園、桑江公園、桃原公園、安良波公園、砂辺馬場公園 等
海岸	宮城海岸、北前海岸
漁港	浜川漁港

※ 上記以外の公共施設についても、選定の考え方を満たすものについては、管理者との協議の上、景観重要公共施設への指定を図ります。